

(公社)東基連 上野労働基準  
協会支部  
住所 〒110-0015  
東京都台東区東上野 5-17-8  
中銀第二マンション1F 店舗5  
電話 03-5830-6961  
支部長 村松 與章  
責任者 加藤 修一  
印刷 (株)サンライズ

# 上野労基会報

2023年  
6月  
No.242



## 第96回 全国安全週間

本週間 令和5年7月1日(土)～7月7日(金)

準備期間 令和5年6月1日(木)～6月30日(金)

### 令和5年度 全国安全週間スローガン「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

#### ○趣旨

今年で96回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全活動の定着を図ることを目的としています。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められています。

#### 目次

◇第96回 全国安全週間について	1	◇会員専用ページについて	4
◇上野労働基準監督署長着任のご挨拶	2	◇上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況	5
◇上野労働基準監督署の新体制について	2	◇貨物自動車の荷役作業に関する規制強化について	6
◇労働保険の年度更新	2	◇足場の点検および一側足場に関する規制強化等について	7
◇東京働き方改革推進支援センター	3	◇講習会・行事等のお知らせ	8
◇時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた事業・業務について	4	◇事務局からの行事等報告	8

## 着任のご挨拶

## 上野労働基準監督署 署長 大國 尚士



令和5年4月1日付けで着任いたしました大國と申します。

公益社団法人 東京労働基準協会連合会上野労働基準協会支部の会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご配慮を賜っておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

令和5年度、東京労働局では、「誰もが安心して働き活躍するTOKYO」をスローガンと各種施策を展開してまいります。そして上野労働基準監督署としましては、引き続いて死亡災害撲滅、労働災害の削減を目指して行政展開を行ってまいります。

また、自動車運転手、医師、建設業において適用を猶予されていた時間外労働の上限が来年度より適用されることとなるため、広い周知活動と積極的な支援活動に取り組んでまいります。

その他、最低賃金額の履行確保、迅速な労災保険給付など、誰もが安全で健康に働くことができる労働環境の実現を目指して各種取組を行ってまいります。

会員の皆様におかれましては、これからも上野労働基準監督署の活動にご理解、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

末筆となりましたが、会員の皆様のますますのご発展を祈念させていただき、ご挨拶とさせていただきます。

## 上野労働基準監督署 新体制について

2023年4月1日 (敬称略)

部署・職名		氏名	主な業務
署長		大國 尚士	
副署長		細谷 雅紀	
第1方面	主任監督官	福島 隆史	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業場に対する監督指導</li> <li>◆法律違反の申立て(申告)や相談への対応</li> <li>◆就業規則・時間外協定など各種届出の受理</li> <li>◆悪質・重大な法違反に対する司法処分 (TEL 03-6872-1230)</li> </ul>
	監督官	福田 真也	
	監督官	芳賀 悠生	
第2方面	主任監督官	吉田 憲司	
第3方面	主任監督官	齊藤 千可士	
第4方面	主任監督官	山崎 誠	
安全衛生課	課長	貝瀬 創	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安全衛生に関する指導・相談への対応</li> <li>◆各種届出、報告の受理審査</li> <li>◆特定機械の検査 (TEL 03-6872-1315)</li> </ul>
	安全専門官	馬場 友一朗	
労災課	課長	溝口 夕子	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆労働保険の加入、労働保険料の徴収</li> <li>◆労災保険に関する請求・相談への対応 (TEL 03-6872-1316)</li> </ul>
	労災認定調査官	安田 英人	
	給付調査官	虎澤 珠実	
	労災事務官	高橋 拓巳	
業務課	課長	前田 朝夫	◆庶務・会計 (TEL 03-3828-6712)

## 労働保険の年度更新

令和5年度の労働保険料の申告・納付が6月1日から始まります。

年度更新は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けており、直接窓口に出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料の納付については口座振替や電子納付が便利です。



## 中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

# 東京働き方改革推進支援センター が、事業主の皆様を無料でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



# ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 36 協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策
- パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- 育児・介護休業の整備

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、  
企業経営や労務管理の専門家が無料で  
以下の支援をお手伝いしています。

### 個別企業訪問

ご希望日に専門家が貴社を訪問  
またはオンライン対応にて、  
課題解決に向けた支援を行います。

### セミナー・講師派遣

お気軽にご参加いただける  
WEB セミナーやご要望に応じた  
セミナー講師派遣を実施しています。

### 常駐相談

当センター内で、電話・メール・  
来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom 使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

## 東京働き方改革推進支援センター



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

東京働き方改革推進支援センター

### 受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 1-16-8  
虎ノ門石井ビル 4 階

### 電話

0120-232-865

### E-mail

tokyo@task-work.com

### ファックス

03-6206-7046



裏面は無料出張相談申込票となっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

## 時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた事業・業務について

法定労働時間（原則1週40時間、1日8時間）を超えて働く時間（残業時間）の上限について、以下の通り定められています。

- 原則として月45時間、年360時間（限度時間）以内
- 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度（平成31年4月（中小企業では令和2年4月）から適用）

長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題がある、「工作物の建設の事業」、「自動車運転の業務」、「医業に従事する医師」について、その適用が5年間、猶予されていましたが、**令和6年4月1日からの改正内容**についてお知らせします。



■働き方改革特設サイト  
「時間外労働の上限規制」

### 「工作物の建設の事業」

災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。

### 「自動車運転の業務」

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。

また、**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）**は、令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されます。



■厚生労働省  
改善基準告示ホームページ

### 「医業に従事する医師」

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間（※）となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。

（※医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある）。地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。）

### 詳しい内容について

厚生労働省ホームページ 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)

を、ご覧ください。**支援制度、助成金、相談窓口**について掲載されています。



## 会員専用ページについて、支部事務局からお知らせ

ホームページのトップページに会員専用ページを新設致しました。

- ① **【会員専用ページ】** をクリックしパスワードを入力してください。
- ② パスワードは、**ueno0006**でOKをクリックしご入場ください。

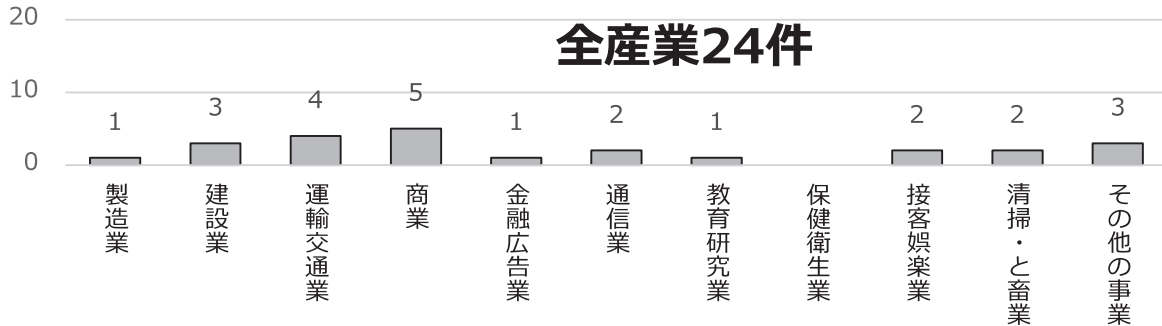
なお、パスワードの変更は、会報発行月（4、6、9、1月）に合わせて実施いたします。  
この件に対するお問い合わせは、支部事務局（TEL 03-5830-6961）へお願いいたします。



# 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

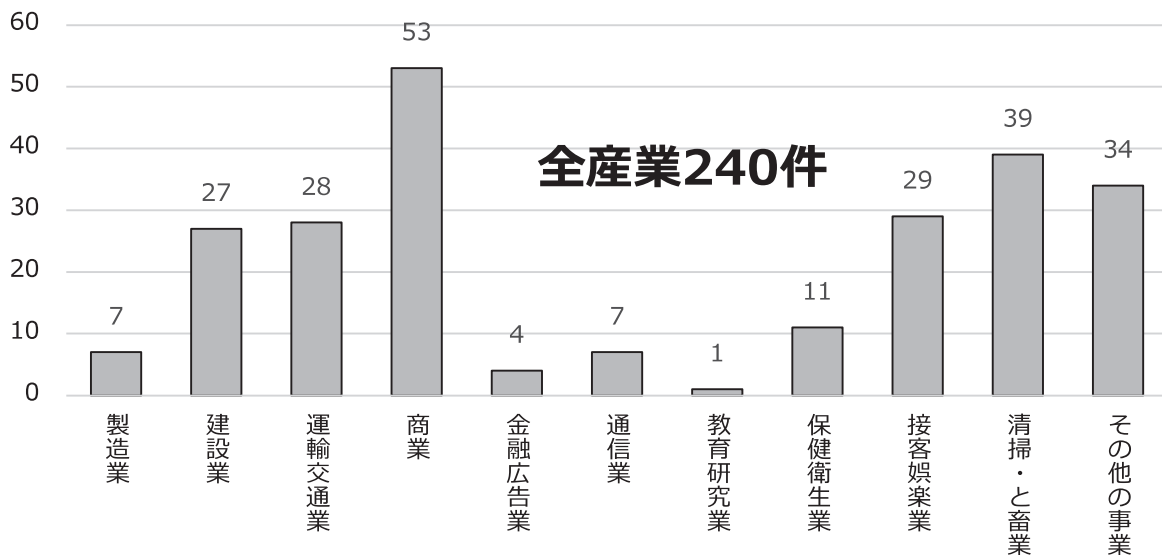
## 令和5年死傷災害件数

(休業4日以上、新型コロナウイルス感染症を除く、令和5年3月末速報値)



## 令和4年死傷災害件数

(休業4日以上、新型コロナウイルス感染症を除く、令和5年3月末速報値)



## 死亡災害事例

## 令和4年1月～令和5年3月

発生年月	業種	職種	年齢	経験年数	事故の型	災害発生状況
R4.3	建設業	設備工	20代	1年以上 5年未満	墜落、転落	建物屋上の空調室外機の撤去作業中、建物屋上で資材を移動中に高さ19mから墜落したものの。
R4.5	建設業	とび工	50代	20年以上 30年未満	飛来、落下	既存建物解体工事のエレベーター昇降路内において、地下2階と地下1階の間の鉄骨上で足場組立て、段取りのため、地下2階に止めたエレベーター搬器に取り付けられたワイヤロープを外したところ、エレベーターが1m程落下した。その後、昇降路頂部からワイヤロープと部品が落下し、被災者を巻き込んだことで左腕を切断したものの。

## 貨物自動車の荷役作業に関する規制強化について

### 1 主な改正内容

#### (1) 「保護帽（ヘルメット）」の着用義務等の対象となる貨物自動車を拡大します。

現在、最大積載量5トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置義務および荷役作業を行う労働者の保護帽着用が義務付けられていますが、これらの義務の対象となる貨物自動車を、**最大積載量2トン以上の貨物自動車に拡大**します。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とします。

**施行日 令和5年10月1日**

#### (2) 「テールゲートリフター」の操作の業務を「特別教育」の対象とします。

荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の安全または衛生のための**特別の教育**が必要な業務とします。

**施行日 令和6年2月1日**



テールゲートリフターの例

### 2 改正の趣旨等

貨物自動車に荷を積む作業および貨物自動車から荷を卸す作業（以下「荷役作業」）には、貨物自動車の荷台からの転落・墜落や、崩れた荷の下敷きになる等の労働災害発生危険性があり、**陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害の約7割が貨物自動車からの墜落・転落災害**となっていることから、荷役作業における安全対策を強化することが強く求められています。

このため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が取りまとめた「**陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書**」（令和4年8月26日公表）を踏まえ、貨物自動車の荷役作業に従事する労働者の安全確保のため、事業者が講ずべき措置等について、**労働安全衛生規則**（昭和47年労働省令第32号）等を改正するものです。

改正内容の詳細は通達をご覧ください。

#### 令和5年3月28日付け基発0328第5号

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230411K0010.pdf>



テールゲートリフター 規則改正

検索

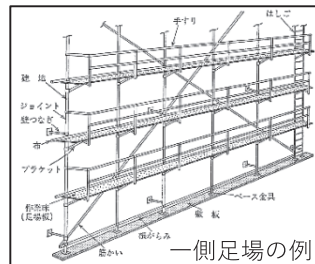


## 足場の点検および一側足場に関する規制強化等について

### 1 主な改正内容

#### (1) 一側足場の使用範囲を明確化します。

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けます。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではありません。



#### (2) 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付けます。

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けます。

#### (3) 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加します。

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加します。

### 2 施行日等

上記1（1）については令和6年4月1日、（2）及び（3）については令和5年10月1日に施行されます。なお、この改正に合わせて「**足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱**」も改正されました。

改正内容の詳細は各通達をご覧ください。

#### 令和5年3月14日付け基発0314第2号

足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230315K0060.pdf>

#### 令和5年3月14日付け基安発0314第2号

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230316K0010.pdf>



足場 規則 改正

検索

# 講習会・行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	場所
令和5年6	8	木	14:00	安全管理セミナー(署と共催)	上野区民館401
7	10	月	10:30	広報部会9月号(No.243)編集会議	上野労働基準監督署会議室
	13	木	11:00	安全部会・衛生部会合同会議	支部事務所
9	6	水	14:00	安全衛生管理セミナー(署・建災防と共催)	台東区民会館9Fホール
	27~29	水~金		全国産業安全衛生大会	名古屋
10	○上旬	*	13:30	労務管理セミナー(署と共催)	上野区民館予定
11	7	火	11:00	安全部会・衛生部会合同会議	支部事務所
	10	金	10:30	広報部会1月号(No.244)編集会議	上野労働基準監督署会議室
	○中旬	*	14:30	支部長・相談役・副支部長会議	上野区民館201 予定
			15:20	支部幹事会	
		16:00	上野労働基準監督署長特別講演	同 101 予定	
12	○中旬	*	14:00	建設業年末年始安全管理講習会(署・建災防主催)	上野区民館予定
令和6年 1	24	水	15:00	新春健康セミナー	上野精養軒2階 新春健康セミナー } 梅の間 安全衛生表彰式 } 賀詞交歓会・・・藤の間
			16:40	安全衛生表彰式(上野労働基準監督署長、上野労働基準協会支部長)	
			17:20	賀詞交歓会	
2	9	金	10:30	広報部会4月号(No.245)編集会議	上野労働基準監督署会議室

注：○印は会場抽選により日程決定のため確定後、上野労働基準協会支部のHP(ホームページ)等でお知らせ致します。

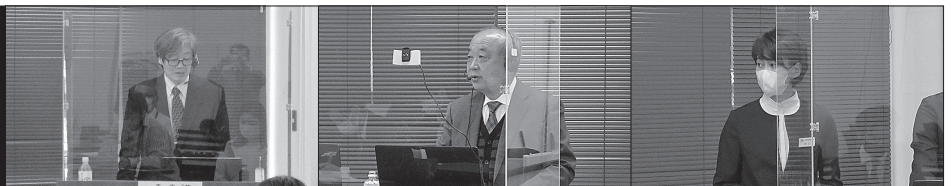
## 事務局からの行事等報告

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	場所
令和5年	10	月	10:30	広報部会6月号(No.242)編集会議	上野労働基準監督署会議室
	17	月	13:00	雇入れ時安全衛生教育講習会(新規採用者向け)	中央労基協ビル4階ホール (Zoom、リアル)
4	20	木	14:00	同(中途採用者・職転者向け)	
	24	月	10:00	支部会計監査	支部事務所
	27	木	14:30	支部長・相談役・副支部長会議	上野区民館201
			15:20	支部幹事会	
		16:00	上野労働基準監督署長特別講演	同 101	
5	25	木	16:30	支部定時総会	上野精養軒3階 (総会・懇親会：桜の間)
			17:40	懇親会	

### 雇入れ時安全衛生教育講習会 (新規採用者向け)

日時：4月17日(月) 時間：13:00

場所：中央労基協ビル4階ホール



▲主催者を代表し挨拶する  
村松上野労働基準協会支部長

▲講師の早川先生

▲マナー講習講師の井上先生

### 支部幹事会 上野労働基準監督署長特別講演

日時：4月27日(木) 時間：16:00

場所：上野区民館101



▲特別講演中の大國上野労働基準監督署長(中央)

▲支部幹事会模様